

# 庄原市骨髄ドナー助成金を交付します

保健医療課医療予防係 ☎0824・73・1155

市は、骨髄または末梢血幹細胞の提供をした人のうち、有給休暇を取得していない人を対象に、本年度から庄原市骨髄ドナー助成金を交付します。助成金を交付することで、休業などによる経済的負担の軽減を図り、骨髄などの提供を推進していきます。

## 助成対象者

日本骨髄バンクが行う「骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業」による骨髄などの提供者のうち、次のいずれにも該当する人

※令和2年4月1日以降に骨髄などを提供した人が対象です。

①骨髄などの提供が完了した人で、提供の完了日に市内に住所を有している人

②就労している人で、骨髄などの提供に係る通院または入院をした日に、有給休暇や、骨髄などの提供を行うための特別の休暇を取得していない人。または自営業者など（休業により収入が減少する場合に限る）

③他の地方公共団体などが実施する同種同類の助成金を受けていない人

## 助成金の額

骨髄などの提供に係る通院または入院1日当たり2万円  
(上限額は14万円)

## 申請手続き

骨髄などの提供後に指定の交付申請書を保健医療課に提出してください。なお、骨髄の提供前にご連絡ください。

## 【申請に関する問い合わせ】

保健医療課医療予防係  
☎0824・73・1155

## 【骨髄移植などの問い合わせ】

日本骨髄バンク  
☎03・5280・1789

あなたにしか救えない命があります。



ドナー登録は18歳から54歳まで

# 肺炎球菌予防接種の申請を受け付けています

保健医療課医療予防係  
☎0824・73・1155

令和2年度に肺炎球菌の予防接種の助成を受けられる方は、下記の対象年齢に該当し、3月31日までにワクチンを接種する方です。

この期間を過ぎても予防接種を受けることはできませんが、接種料金は全額自己負担（おおむね8千円）となります。

## 《対象者》

▼令和2年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方

(右下の表に当てはまる方)

▼60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓などの機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

※誕生日を迎える前でも接種ができます。

※過去に肺炎球菌の予防接種を受けたことがある方は対象外です。

## 《申請方法》

▼65歳になる方 6月に接種券および予診票を送付しています。ただし、非課税世帯または生活保護世帯の方は減免申請により減免後の接種券を交付します。

## 持参するもの

本人確認書類（※）・印鑑・事前に送付している接種券

対象年齢	生年月日
65歳	昭和30(1955)年4月2日～昭和31(1956)年4月1日
70歳	昭和25(1950)年4月2日～昭和26(1951)年4月1日
75歳	昭和20(1945)年4月2日～昭和21(1946)年4月1日
80歳	昭和15(1940)年4月2日～昭和16(1941)年4月1日
85歳	昭和10(1935)年4月2日～昭和11(1936)年4月1日
90歳	昭和5(1930)年4月2日～昭和6(1931)年4月1日
95歳	大正14(1925)年4月2日～大正15(1926)年4月1日
100歳	大正9(1920)年4月2日～大正10年(1921)4月1日

▼65歳以外の対象年齢の方 必ず事前に申請が必要です。

## 持参するもの

本人確認書類（※）・印鑑

(※)健康保険証などを持参してください。生活保護世帯の方は、被保護者証明書を持参してください。

## 《申請窓口》

保健医療課または各支所地域振興室・市民生活室（西城支所はしあわせ館）で受け付けます。

## 《接種料金》

▼一般 3千円  
▼市民税非課税世帯 1500円  
▼生活保護世帯 0円